

3. 市長等意見に対する事業者の見解

3. 市長等意見に対する事業者の見解

3.1. 方法書における市長等意見に対する事業者の見解

本事業における環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書が1通（意見は3件）提出された。また、本事業における環境影響評価方法書に対する市長意見が、平成27年5月19日に示されている。

市民等の意見に対する事業者の見解を表3-1(1)～(2)、市長意見に対する事業者の見解を表3-2(1)～(3)に示す。

表 3-1(1) 方法書における市民等の意見に対する事業者の見解(1/2)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(1) 方法書では、供用後の自動車の走行が評価項目に選定されていませんが、供用後の車の渋滞は大きく環境を損ねます。供用後の交通量の増大により周辺の交通渋滞がさらに悪化することを防ぐため、以下の内容を要望します。</p> <p>①都市計画道路宮沢根白石線を、仙台市の現計画のとおり、西へ直進して根白石地区と結んで整備をすること。</p> <p>②開発区域内の都市計画道路である根白石線の上田起点と、北山実沢線の実沢広畑終点をつなぐ道路の整備が実現するよう、根白石地区住民と三菱地所が仙台市に働きかけること。</p> <p>③新設道路の整備並びに主要幹線道路の改良工事、及び交通渋滞を回避して車両が進入している既存の市道、農道の改修工事を実施すること。</p>	<p>供用後の自動車走行に伴う大気質・騒音・振動等の影響については、「資材・製品・人等の運搬・輸送」として項目選定を行い、その中で予測・評価しました。いただいたご要望に対する事業者の見解は、以下のとおりです。</p> <p>①今回新たに事業計画を策定するにあたっては、開発事業と自然との調和を図るべく、対象事業計画地の中央に位置する尾根の大部分をそのまま残し、自然を取り込んだものとししました。そのため、対象事業計画地内の道路については評価書に記載した線形への変更を考えております。今後、仙台市との協議を経て確定していく予定ですが、いただいたようなご要望があることを、事業者として認識いたしました。</p> <p>②、③対象事業計画地周辺の道路網につきましては、環境影響評価手続きにおける事業者の見解としてはコメントを差し控えさせていただきます。</p>	<p>8.1. 大気質 8.2. 騒音 8.3. 振動</p> <p>1.4.3.土地利用計画</p>
<p>(2) 工事中及び供用後に、土砂汚泥が新堰水路および銅谷水路に流入しないよう注意してください。</p>	<p>工事中の対象事業計画地内の雨水排水は、一部を新堰水路および銅谷水路に放流する計画です。対象事業計画地内に設ける仮設調整池及び仮沈砂池で土砂を沈降させ、水の濁りを抑えた上で放流することで、両水路への影響ができるだけ小さくなるよう配慮します。また、両水路を含む6地点の濁水の濃度を予測し、工事の影響について評価しました。</p> <p>供用後の対象事業計画地内の雨水排水の大部分については、八沢川または新設排水路を経由して七北田川に放流することとしており、法面排水の一部を両水路に放流する計画としていますが、法面を緑化することで、両水路への土砂汚泥の流入は小さく抑えられるものと考えています。</p>	<p>1.4.5. 排水計画 1.4.8. 防災計画 1.8.3. 工事管理計画</p> <p>8.4. 水質</p>

表 3-1(2) 方法書における市民等の意見に対する事業者の見解(2/2)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(3) 開発地区は根白石中学校に近く、また市道上田桐ヶ崎線は、児童生徒の通学路や生活道路として使用されておりますので、工事期間中の砂ほこり、道路の汚れ、騒音のなきよう充分留意して下さい。</p>	<p>根白石中学校や対象事業計画地周辺道路への工事期間中の砂ほこり、道路の汚れ、騒音については、地域住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう配慮してまいります。また、工事中の大気質や騒音・振動の影響について予測・評価を行い、その結果は工事計画に反映しました。</p> <p>なお、工事用ルートの一部は、児童生徒の通学路や生活道路として使用されているため、工事車両の整備・洗浄の徹底により道路への土砂流出を防止し、登下校時には特に安全運転・通行速度の遵守に努め、粉じん・騒音・振動の発生を極力抑える計画としました。</p>	<p>1.8.3.工事管理計画</p> <p>8.1. 大気質</p> <p>8.2. 騒音</p> <p>8.3. 振動</p>

表 3-2(1) 方法書における市長意見に対する事業者の見解(1/3)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>1 全体事項</p> <p>計画地内に新たな幹線道路を整備することにより、周辺の道路ネットワークに大きな影響を及ぼす可能性があることから、供用後の道路交通量を予測する際には、計画地からの発生集中交通量に加えて、交通経路の変化に伴い生じる計画地内の通過交通量についても考慮するとともに、歩行者等に対する安全性に配慮した道路計画を検討すること。</p> <p>また、より正確な発生集中交通量を予測するため、最寄り駅からの距離、標高等の区域特性が似ている紫山地区の交通利用状況を把握し活用すること。</p>	<p>供用後の道路交通量については、仙台市の交差点交通量調査結果や平成 26 年に実施した紫山地区の交通実態調査の結果等を活用しながら、対象事業計画地からの発生集中交通量に、交通経路の変化に伴い生じる対象事業計画地内の通過交通量を加味して予測を行いました。</p> <p>これらの予測結果等を踏まえながら、歩行者等に対する安全性に配慮した対象事業計画地内の道路計画を検討し、その内容は環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.3.土地利用計画</p>
<p>2 個別事項 (大気環境)</p> <p>(1) 本事業により、自然緑地がアスファルト等で覆われることや交通量の増加等により計画地周辺の気温が上昇し、光化学オキシダント濃度が高くなる恐れがあることから、気温上昇の抑制に対する配慮事項を環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>存在による影響の「樹木伐採後の状態」における「大気質（その他）」を配慮項目として選定するとともに、気温上昇の抑制に対する配慮事項を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>9. 配慮項目の概要と配慮事項</p>
<p>(2) 重機の稼働による建設作業騒音については、周辺住民との環境コミュニケーションの観点から、時間率騒音レベルに加え、等価騒音レベルも予測すること。</p>	<p>重機の稼働による建設作業騒音の予測結果には、等価騒音レベルも記載しました。</p>	<p>8.2. 騒音</p>
<p>(3) 供用後の自動車走行に伴う騒音は、計画地周辺の沿道のみならず、計画地の最寄り駅である地下鉄泉中央駅付近にも影響を及ぼす可能性があることから、既往のデータの活用等により当該場所への影響を予測・評価すること。</p>	<p>既往のデータの活用により、本事業の供用による自動車交通の増分に伴い生じる泉中央駅周辺での騒音影響について、可能な範囲で予測・評価し、環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>8.2. 騒音</p>
<p>(4) 道路交通騒音の影響については、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度ではなく、原則、環境基準により評価すること。</p>	<p>道路交通騒音の影響は、原則、環境基準により評価しました。</p>	<p>8.2. 騒音</p>

表 3-2(2) 方法書における市長意見に対する事業者の見解(2/3)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(水環境)</p> <p>(5) 供用後の生活污水の排水計画を環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>供用後の生活污水は、仙塩流域下水道に接続して処理をする予定であり（既往の開発許可では同意取得済み）、排水計画を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.5. 排水計画</p>
<p>(土壌環境)</p> <p>(6) 計画地内には土砂災害危険箇所が存在すること、また、地球温暖化の進行に伴い仙台市域においても集中豪雨の増加が懸念されることから、土砂災害対策については、常に最新の基準等の情報を収集の上、自然環境や景観への影響に配慮しつつ、慎重に検討すること。</p>	<p>土砂災害対策に関する最新の基準等の情報を常にキャッチアップしながら、慎重に事業を進めるとともに、斜面の安定計算等により安全性を確保した上で、植生により保護された法面として整備する等、自然環境や景観に配慮して、斜面等の安定性向上を図るよう努めます。</p>	<p>1.4.8. 防災計画 8.6. 地形・地質</p>
<p>(植物、動物及び生態系)</p> <p>(7) 平成12年時の環境影響評価における現地調査結果（以下「平成12年調査結果」とする。）によれば、本事業により埋め立てられると計画されている沢部には希少な植物や水生動物が確認されていることから、現地調査結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、その検討経緯と合わせて環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>今回新たに事業計画を策定するにあたっては、開発事業と自然との調和を図るべく、極力多くの樹林を残地することを目指すとともに、工事用車両の走行に伴う環境負荷を回避・低減するため、可能な限り切土量と盛土量のバランスをとることを目指しました。その結果、対象事業計画地の中央に位置する尾根の大部分をそのまま残し、自然を取り込んだ計画としましたが、ご指摘の沢部は、全体の土量バランスや住宅地面積の確保を考えると、そのまま保全することは難しい状況です。</p> <p>ただし、残置するエリアには尾根部のほか、北東側には沢部も含まれる予定です。本事業で埋め立てられる沢部において、現地調査により、注目すべき植物種や注目すべき水生生物が確認されたため、残置する当該沢部を活用することを含めて、環境保全措置を検討し、環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.3. 土地利用計画 8.7. 植物 8.8. 動物</p>
<p>(8) 植物の現地調査にあたっては、方法書に示された踏査ルートを基本としながら、その周辺についても平成12年調査結果や現況の植生状況を踏まえて調査するとともに、水生植物群落の調査地点として計画地内のため池等を一箇所以上設定すること。</p>	<p>植物の現地調査にあたり、方法書に示された踏査ルートを基本としながら、その周辺についても平成12年調査結果や現況の植生状況を踏まえて調査しました。また、主要なため池において水生植物群落の調査を一箇所以上行いました。</p>	<p>8.7. 植物</p>

表 3-2(3) 方法書における市長意見に対する事業者の見解(3/3)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(9) 植生調査の結果、ススキ群落等のまとまった草原環境が確認された場合には、多くの動物が生息していると考えられることから、必要に応じて当該環境に哺乳類の捕獲調査地点及び自動撮影調査地点並びに鳥類定点センサス調査地点を追加すること。</p> <p>また、カエルの生息を確認するため、夏季の夜間調査を実施すること。</p>	<p>植生調査の結果、平成12年3月評価書において確認された対象事業計画地内の西部のススキ群落はコナラ群落となっており、ご指摘のようなススキ群落等のまとまった草原環境は存在しませんでした。一方、方法書において哺乳類の捕獲調査地点(T3)及び自動撮影調査地点(S3)並びに鳥類定点センサス調査地点(P3)として設定した地点において、植生調査の結果、平成12年3月評価書において確認されたススキ群落の広さはないものの、比較的まとまりのある草地環境が確認されたため、同地点において、草地環境の動物の生息状況を把握するよう努めました。</p> <p>また、カエル類を対象に、夏季に夜間調査を実施しました。</p>	<p>8.7. 植物 8.8. 動物</p>
<p>(10) 計画地は、動植物の重要な生息・生育地である「根白石（朴沢、実沢、福岡）地域の里地・里山植生」及び「泉ヶ岳から根白石への緑の回廊」に含まれており、供用後の人の居住・利用により同地域の植物・動物・生態系に影響を及ぼす可能性があることから、配慮事項を検討の上、環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>「人の居住・利用」による当該地域の植物・動物・生態系へ及ぼす影響について、配慮項目として選定し、配慮事項を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.3.土地利用計画 9. 配慮項目の概要と配慮事項</p>
<p>(景観) (11) 仙台市「杜の都」景観計画を踏まえた景観への配慮方針を環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>仙台市「杜の都」景観計画を踏まえた景観への配慮方針を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.6. 景観計画 8.10. 景観</p>
<p>(自然との触れ合いの場) (12) 計画地の中央に残置する自然緑地を活かし、住民が身近に自然と触れ合うことができる公園整備を検討すること。</p>	<p>対象事業計画地の中央に残置する自然緑地を活かし、住民が身近に自然と触れ合うことができる公園整備の検討内容を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.3.土地利用計画 8.11. 自然との触れ合いの場</p>
<p>(温室効果ガス等) (13) 自然環境を開発することによる代償措置として、温室効果ガス削減に資するスマートシティ等の新たな取り組みを検討すること。</p>	<p>スマートシティ等の環境技術については、その取り組みを定量的に環境影響評価の予測・評価としてお示しすることは困難ですが、温室効果ガスの削減に資する取り組みとして、住宅への HEMS, EV 対応設備、太陽光発電装置の導入、マイカー利用の削減を図る交通システムの導入などを検討し、その内容を環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>1.4.7.エネルギー対策計画 8.13. 温室効果ガス等</p>

3.2. 準備書における市長等意見に対する事業者の見解

本事業における環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書が2通（意見は10件）提出された。また、本事業における環境影響評価準備書に対する市長意見が、平成28年8月9日に示されている。

市民等の意見に対する事業者の見解を表3-3(1)～(4)、市長意見に対する事業者の見解を表3-4(1)～(4)に示す。

表 3-3(1) 準備書における市民等の意見に対する事業者の見解(1/4)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(1) 2015年5月1日の仙台市環境影響評価審査会での本事業に係る環境影響評価方法書の審議において、「泉パークタウンの既存宅地では、切土・盛土の接点で東日本大震災による被害は出なかったのか」という委員の質問に対し、「地震による被害は比較的小さかったという評価はいただいている。」と事業者より回答している。しかしながら、泉区紫山地区内では、危険1カ所、危険と思われる5カ所が発生し、1カ所は仙台市によって滑動崩落防止の杭打ち工事が行われた。また、町内会調査では宅地の2割に異状を認め、104世帯から宅地被害状況を受理している。平成23年8～10月には紫山地区内市道が液状化により陥没損壊し、復旧工事を行っている。更に紫山二丁目集会所が傾き、小型動的コーン貫入試験機により地盤調査を実施した結果、20mを超える盛土を確認している。紫山地区では、このような20mを超える盛土を湿地帯に施しているところに被害が集中しているようだ。このような状況を踏まえると、前述の審査会での事業者の説明について、どなたからどのような評価をいただいているのか教えてもらいたい。また、防災・減災の観点から如何なものか。</p>	<p>東日本大震災における仙台市内の宅地被害状況につきましては、仙台市ホームページで公開されている仙台市被災宅地状況図（平成25年7月31日現在）に中程度以上の被害箇所が記されております。当社は分譲済及び市帰属済の個人・公共資産に係る被害の大小を述べる立場にないところ、先の審査会にて総論と捉えられかねない回答をとっていた点について、今回訂正、補足させていただきます。</p> <p>東日本大震災以降、当社保有の泉パークタウン内宅地分譲について、宅地購入検討の方にはご希望に応じて、家屋建築に要する地盤調査（スウェーデン式サウンディング調査等）を契約前に実施いただいております。</p> <p>また、境界杭の点間距離測量による宅地変状有無の確認結果や、地震により周辺の道路や販売対象宅地又は周辺宅地の擁壁に損傷があったことを説明のうえ、購入ニーズにお応えしてまいりました。</p> <p>これらの対応を経た上での震災後の堅調な販売状況をもちまして、評価を頂いているという当社の認識を先の審査会にて回答いたしました。</p>	<p>—</p>

表 3-3(2) 準備書における市民等の意見に対する事業者の見解(2/4)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(2) 今回造成するところの東側に活断層があると思われるが、調査はしているのか。</p>	<p>対象事業計画地周辺の活断層の有無を、以下の資料にて確認しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第四紀活断層アトラス 東京大学出版会 2002 年 2. [新編]日本の活断層 東京大学出版会 1991 年 3. 都市圏活断層図 国土地理院 4. 現地調査結果 <p>1～3 の文献においては、対象事業計画地に近接する活断層の記載はございませんでした。対象事業計画地に最も近い活断層としては、地下鉄泉中央駅東側のものを確認しました。(文献 3)</p> <p>4 については、地形に明瞭な断層地形(河川の屈曲や二重山稜(尾根が分断されているような地形))がないこと、地層の連続性が明らかなこと(断層によって分断されていない)から、規模の大きな断層は存在しないと考えられます。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 今回の造成地内には地滑り地が存在しているが、どう対処するのか。今回造成するところは段丘堆積物で礫、砂、泥が主の地盤であり、紫山の砂岩よりも軟弱な地盤と思われる。また、仙台防災地図でも土砂災害危険箇所が存在しており、このようなところに宅地造成しても問題は無いのか。</p>	<p>評価書の p. 6. 2-73 に記載のとおり、対象事業計画地内に地すべり危険箇所は確認されておりません。対象事業計画地に分布する地質は、七北田層及び白沢層の基盤岩類を覆って段丘堆積物、崖錐堆積物が発達しており、軟弱な地盤であるとは考えておりません。</p> <p>他方、土砂災害危険箇所の一つである急傾斜地崩壊危険箇所に盛土を行う場所については、未固結土層の置換、排水対策、段階的な盛土、締固め管理等により宅地造成を行ってまいります。</p>	<p>6. 地域の概況 8.6. 地形・地質</p>
<p>(4) 事業の基本方針に、「動植物の為の自然環境を極力保全する」「造成地に於ける緑化を推進することで、人と自然が調和した快適でより良い住環境を提供する」とある。しかし、工事による影響の予測結果には、「樹林を生息地環境としているほとんどの動物種は事業の実施による影響を受け、個体数や個体群の減少・消失が想定される。」と記載がある。矛盾しているのではないか。</p>	<p>造成により樹林を生息地環境としている種は影響を受けますが、中央部の自然緑地を残置すること、消失すると想定される貴重な動植物種を移植すること、造成緑地や植樹帯を設置し樹木量の復元を図ること等により、人と自然の調和に配慮したまちづくりに取り組んでまいります。</p>	<p>1.4.2. 事業概要 8.8. 動物</p>

表 3-3(3) 準備書における市民等の意見に対する事業者の見解(3/4)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
(5) 一つの提案だが、公園を中心とした開発が考えられる。	住宅団地の開発であり公園を中心とした開発ではありませんが、対象事業計画地内には、住民に親しみやすく、災害時の拠点となりうる比較的規模の大きな公園を計画しました。	1.4.3.土地利用計画
(6) 開発区域が隣接している「根白石（朴沢、実沢、福岡）、西田中地区」は、サンショウクイやアオハダトンボなど希少な動植物や、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されており、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されているため、開発計画は慎重に行う必要がある。	<p>対象事業計画地には、サンショウクイやサシバの他、里地里山生態系を特徴づける種として、オオタカ、キツネ、ニホンリス、アカゲラ、ホオジロ、タゴガエル、ドジョウ、コナラ群落等が確認されています。開発にあたっては、隣接する里地里山の生態系との関連性や連続性に留意し、以下の環境保全措置を講じることで事業の影響の回避・低減を図ります。</p> <p>(工事による影響の回避・低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水防止 ・建設機械、工事用車両の環境配慮の徹底 ・粉じん対策 等 <p>(存在による影響の回避・低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然緑地の残置 ・造成緑地の構築 ・主要道路への植樹帯の設置 ・土地利用上の配慮 等 	8.9. 生態系
(7) 昨年の七北田川上流の洪水被害は、上流地域における土砂の採取、鉄塔建設に係る樹木の伐採の悪影響と見なされる。	対象事業計画地内からの降雨時の雨水の流出については、工事中は仮設調整池により流出量を調整した上で七北田川に放流します。供用後は対象事業計画地南西側に新設する調整池により、七北田川の比流量に応じた許容放流量以下に抑えられる計画としていることから、降雨時の七北田川の流況に及ぼす影響は小さいと予測しました。	8.5. 水象
(8) 仙台市の住宅地から見晴らせる、実沢の農地と開発予定地であるなだらかな丘陵が作り上げる里山と背景の県立自然公園は美しい景観を形成しており、この丘陵の稜線が失われることを残念に思う。	造成により丘陵の稜線は変化しますが、周辺環境と調和した景観形成及び潤いある住宅地景観の形成により、中景域や遠景域からの景観は大きく変化しないものと予測しました。	8.10. 景観

表 3-3(4) 準備書における市民等の意見に対する事業者の見解(4/4)

市民等の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(9) 開発区域に「養賢堂」という地名がみられる。「香味敬一(竹窓)」という名の儒者が、養賢堂学頭副役となり、宮床伊達氏の師伝だったと、「宮城県姓氏家系大辞典」に書かれている。その人物が住んでいた場所に、この地名が残されている可能性はないのだろうか。あるいは、その人物が、居所において、その地域の人々に教えたことから、養賢堂という地名が残された可能性はないのだろうか。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>—</p>
<p>(10) なだらかな丘陵と平坦な農地が織りなす、実沢から開発予定地にかけて、鳥類の渡りや採餌がよく見られる。今後の環境影響評価書において、「オオタカ」「ハヤブサ」「サシバ」「サンショウクイ」などの希少種、昆虫特に「トンボ」類、植生についての記録をしっかりと残してほしい。</p>	<p>準備書作成段階で現地における綿密な動植物調査を実施しており、その内容は準備書及び評価書に記載しました。</p>	<p>8.7. 植物 8.8. 動物</p>

表 3-4(1) 準備書における市長意見に対する事業者の見解(1/4)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>1 全体的事項</p> <p>本事業は、本格的な人口減少社会を迎える中であって、新たに大規模な住宅地を開発するものであることから、従来の環境配慮にとどまらず、今後のモデルとなるような持続可能なまちづくりを目指すとともに、その旨を事業の目的や方針として環境影響評価書に示すこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事業全体の目標について、対象事業の目的の記載に以下の内容を追記しました。</p> <p>---</p> <p>第6住区においても、既存のまちづくりの理念を踏襲しながら、それに加えて、まちの運用の中で見えてきた課題を解決すること、更に高齢化等の社会的状況を鑑みて、環境共生・生物多様性、スマートな暮らし方、絆・つながりといったコミュニティの醸成をより意識したまちづくりを展開していく。</p> <p>---</p> <p>また、事業の基本方針を以下のとおり修正しました。</p> <p>---</p> <p>本事業は「泉パークタウン開発計画」の理念を踏襲し、動植物のための自然環境を極力保全するとともに、造成地における緑化を推進することで、人と自然が調和した快適でより良い住環境を提供するための宅地造成を行うものである。</p> <p>また、今後の進歩や発展を見据えた上で低炭素社会・循環型社会の形成に寄与するような技術やサービスを第6住区に導入し、既存の住区である第1住区から第5住区へ展開することで、最終的に泉パークタウン全体が持続可能なまちづくりモデルとして時代の最先端であり続けることを目指す。</p> <p>---</p>	<p>1.2.3.対象事業の目的</p> <p>1.4.1. 基本方針</p>

表 3-4(2) 準備書における市長意見に対する事業者の見解(2/4)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>2 個別事項 (大気環境)</p> <p>(1) 工事中の重機の稼働による大気質への影響について、二酸化窒素の最大着地濃度が「仙台市環境基本計画」の定量目標値と同程度と予測され、また、その出現地点の近くに民家が存在していることから、必要に応じて適切な対応を検討すること。</p>	<p>最大着地濃度出現地点から南側の民家までは若干の距離があり、当該箇所における二酸化窒素の予測結果は、日平均値の年間98%値が0.036ppmとなり、環境基準及び仙台市環境基本計画定量目標を満足するものと予測しました。</p> <p>最大着地濃度に比べて二酸化窒素濃度は減少しておりますが、評価書に記載した環境保全措置を徹底することで対応してまいります。</p>	<p>8.1. 大気質</p>
<p>(2) 工事中の重機の稼働による振動影響を低減するための環境保全措置として、低振動型重機を採用することとしているが、他の事業において低振動型重機を採用することができなかった事例が相次いでいることから、実現の可能性について確認すること。</p> <p>また、供用後の道路交通騒音を低減するための環境保全措置として、利用促進を図るとしている電気自動車について、その効果を確認すること。</p>	<p>低振動型重機はリースにより手配することが想定されるが、以下の点から手配を確約することができないため、環境保全措置から削除しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低振動型重機の機種は限られており、本工事ででの使用を想定している重機全てを低振動型とすることはできないこと。 ・市場に出回る台数には制限があり、本工事施工時期の重機の稼働状況は現時点では予測が難しいこと。 <p>また、道路交通騒音への効果については、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2013”の解説と手引き（日本音響学会，平成26年10月）」の参考資料※p.242～244によれば、50km/hの定常走行時ではガソリンエンジン車とハイブリッド車に有意な差は認められないことが示されております。したがって、予測・評価を実施した50km/hまたは60km/hの速度では、環境保全措置としては不適と考え、削除しました。</p> <p>※：同エンジン型式のハイブリッド自動車とガソリンエンジン車を用いて、蜜粒度舗装での定常走行時のパワーレベルL_{PA}を比較した結果、50km/h以上の定常走行時では走行騒音が同程度となることが示されており、また、電気自動車においても同様との報告がある。</p>	<p>8.2. 騒音 8.3. 振動 8.8. 動物 8.9. 生態系 8.11. 自然との触れ合いの場</p> <p>8.2. 騒音</p>

表 3-4(3) 準備書における市長意見に対する事業者の見解(3/4)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(3) 既存文献調査において対象事業計画地内に湧水が確認されていることから、本事業による湧水への影響について予測・評価すること。</p>	<p>平成 28 年 7 月～8 月に実施した現地調査の結果に基づき、本事業による湧水への影響について予測・評価し、環境影響評価書に記載しました。</p>	<p>8.5. 水象</p>
<p>(4) 供用後は現況に比べて対象事業計画地内の雨水の地下浸透量が減少すると予測されていることから、本事業による下流河川への影響について、地表水のみならず地中水も考慮した上で、可能な限り定量的に予測するとともに、雨水浸透施設の整備を検討すること。</p>	<p>開発後の対象事業計画地の雨水は、地表水や地中水として周辺河川に流入します。準備書における下流河川への影響の予測については、地表水にのみ着目しており、地中水に着目していなかったため、地中水に着目した予測結果を評価書に記載しました。</p> <p>なお、河川への地中水の流量の定量的な影響を詳細に検証することは困難ですが、以下の方法により検証しました。 (ただしこの方法は概略的なものであり、影響を過大に評価する可能性があります。)</p> <p>a) 対象事業計画地の年間の降雨量を予測する。</p> <p>b) 開発に伴う地下浸透量の変化量を、a) の予測結果と流出係数の変化をもとに予測する。</p> <p>c) b) の予測結果を流域区分をもとに按分し、各河川への影響量を予測する。</p> <p>また、宅地の雨水浸透柵や歩道の透水性舗装の採用について、下水道管理者や道路管理者と協議を行うことを環境保全措置として追記しました。</p>	<p>8.5. 水象</p>
<p>(5) 本事業による地下水への影響を低減するための環境保全措置として、対象事業計画地周辺の井戸の利用状況等についてヒアリングを実施し、必要に応じて適切な対策を講じることとしているが、井戸には災害発生時の身近な水源としての役割が期待されていることから、普段の利用状況に限らず、災害時の利用の可能性も考慮しながらヒアリングを実施するとともに、ヒアリング結果並びにその結果に応じた対策の内容を環境影響評価書に記載すること。</p>	<p>平成 28 年 8 月に実施した井戸の分布状況及び利用状況等のヒアリング調査結果を評価書に記載しました。今後、井戸の水位が観測可能な井戸において、水位の観測調査を実施する予定です。</p> <p>災害時の利用の可能性も考慮し、利用状況等のヒアリング調査の結果、現在利用されていないものの観測可能な井戸においても、水位の観測調査を実施する計画としました。</p> <p>また、工事着工後の利用者からのヒアリング、現地調査等により確認された井戸の状況と、上述の観測調査とを比較して本事業による影響が確認された場合は、必要に応じて適切な対策を講じる計画としました。</p>	<p>8.5. 水象</p>

表 3-4(4) 準備書における市長意見に対する事業者の見解(4/4)

市長の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(土壌環境)</p> <p>(6) 本事業の造成による法面の安定性は確保されると予測しているものの、流れ盤構造の切土法面は斜面崩壊の危険性があることから、切土断面の地質構造を確認すること。</p>	<p>切土部における地質構造上の安定性について確認した結果、切土断面①は緩い流れ盤構造であることが確認されましたが、層理面が密着しており弱層の存在が認められないこと、地形にも明らかな地すべり地形が認められないことから、本法面に対して流れ盤構造に起因する不安定化の可能性は非常に低いと予測しました。</p>	<p>8.6. 地形・地質</p>
<p>(植物)</p> <p>(7) 代償措置として移植を計画している注目すべき植物種については、種によって移植に適した時期や場所が異なることから、詳細な移植計画を立案の上、着実に実施すること。</p>	<p>移植対象種が確認された移植元の周辺環境と移植先候補地の周辺環境を把握し適切な移植先を選定しました。また、工事開始時期と移植対象種の移植適期を念頭に、専門家（所属機関：大学，専門分野：植物学）の意見を聞きながら、移植計画を立案し、評価書に記載しました。</p> <p>移植計画に基づき行う移植の実施状況やその後の生育状況については、事後調査計画に則り、事後調査報告書にて報告します。</p>	<p>8.7. 植物</p>